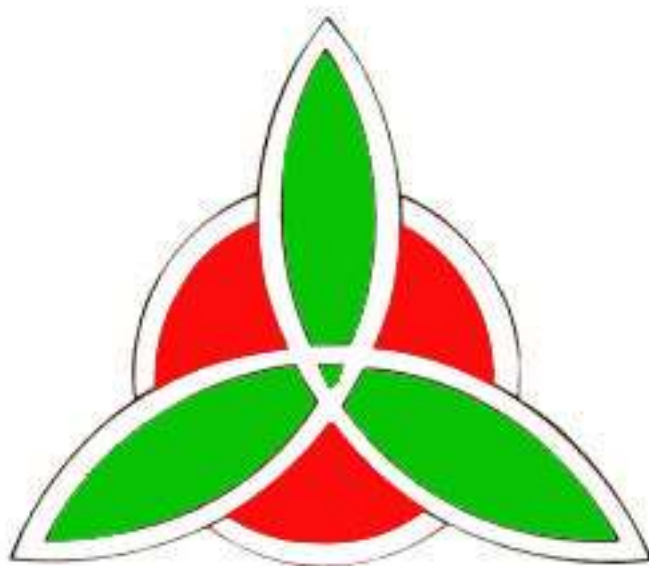


令和7年度
沖縄県立大平特別支援学校
入学志願者募集要項



〒901-2113 沖縄県浦添市大平1丁目27番1号

TEL：098-877-4941

FAX：098-876-4148

ホームページ <http://www.ohira-sh.open.ed.jp/>

令和7年度 沖縄県立大平特別支援学校高等部 入学志願者募集要項

1 方 針

県立大平特別支援学校高等部入学者の選抜は、高等学校(高等部)および中学校(中学部)教育の正常な充実を期し、障害の種類や程度に応じて、公正かつ妥当な方法で、各特別支援学校における教育が必要な者又は各学科等の教育を受けるに足る能力と適性、状態等を備えた者を選抜するために、次の方針に基づいて実施する。

- (1) 選抜は、入学志願先の特別支援学校長(以下「志願先特別支援学校長」という。)が学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第135条第5項において準用する第90条第1項から第3項の規定により行う。
- (2) 選抜は、入学志願者(以下「志願者」という。)が、募集定員を超過すると否とにかかわらず行う。
- (3) 知的の教育課程履修予定者に対して実施する県立特別支援学校高等部入学者選抜学力検査問題では、中学校等における国語、数学、技術(職業)分野、体育の4教科等について、一般入学志願者に対して行う。必要な場合は、学校作成問題により実施する。

【アドミッションポリシー】

- ・自分の障害等の状態による学習上又は生活上の困難を克服したいと思う人
- ・自立を図るために実際の生活で活用できる基本的知識や技能・態度を身に付けたいという強い意欲を持つ人
- ・楽しく社会に貢献したいと思う人

2 一般入学

(1) 出願資格

学校教育法施行令第22条の3に規定する知的障害者で、次の各号のいずれかに該当し、かつ11月末日までに本校志願前相談を受けた者

- ア 特別支援学校の中学部、中学校、義務教育学校の後期課程または中等教育学校の前期課程(以下【中学校等】という。)を募集年度の3月に卒業または修了(以下「卒業」という。)見込みの者。
- イ 中学校等を卒業した者(以下「過年度卒業者」という。)
- ウ 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者
- エ 久米島高校分教室は、知的障害の程度が軽度で、公共交通機関等を利用した自力通学または保護者送迎が可能な者で、自主行動が可能な者
- オ 美咲特別支援学校及びはなさき支援学校区域で、公共交通機関等を利用した自力通学または保護者送迎が可能な者で、自主行動が可能な者

(2) 募集定員及び通学区域

① 募集定員

本校・分教室種別	学科	学級数	定員	備考
本校	普通科			学級数は3月末、定員は12月に決定
久米島高校分教室	普通科	1	10	高支等位置付け

② 通学区域

ア 浦添市

宜野湾市(宜野湾市立宜野湾、嘉数及び真志喜中学校区域。宜野湾市立真志喜中学校区域にあっては宜野湾市立大謝名小学校区域に限る。)

那覇市(那覇市立松島、安岡、城北、石嶺中学校区域に限る。)

イ 久米島高校分教室は、久米島町に限る。

ウ 特別支援学校を設置していない離島(別表第2)

(3) 出願期間

出 願 期 間	受 付 時 間	受 付 場 所
令和 7 年 2 月 3 日 (月)	午前 9 時～午後 4 時まで	本校 1 階 生活訓練室
2 月 4 日 (火)	午前 9 時～午後 4 時まで	

※郵送の場合もこの期限までに必着のこと。

(4) 出願手続

①通学区域に関する規則

ア 志願者は、沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則（平成22年 3 月31日教育委員会規則第 3 号。以下「通学区域の規則」という。）により定められた通学区域の 1 校、1 学科に出願することができる。

イ 中頭学区のうち、美咲特別支援学校及びはなさき支援学校の区域については、当分の間通学区域の規則に関わらず他の区域の知的障害を対象とする特別支援学校に出願できるものとする。ただし、出願できる人数については、別途調整することがある。

②志願者は、次の書類を出身中学校長又は出身特別支援学校長（以下「出身中学校長等」という。）に提出しなければならない。

ア 入学志願書（第 1 号様式）

イ 住民票謄本（マイナンバーの掲載なし）

ただし、次の a 及び b の者のみとする。また、住民票謄本は出願の日前 3 か月以内に発行されたものとする。

a 沖縄本島、古宇利島、瀬底島、平安座島、宮城島、伊計島及び浜比嘉島に在住する者で、通学区域が県全域ではない学科に出願する者

b 志願者が県外の中学校等出身者で、保護者が県内に在住し、通学区域が県全域ではない学科に出願する者

ウ 健康診断書（第 8 号様式）

ただし、過年度卒業生のみとし、募集年度の 1 月以降に発行されたものとする。

エ 身体障害者手帳もしくは療育手帳の写（両方を所持している場合は両方の写）。

※ 出願時に更新期限が超過した身体障害者手帳及び療育手帳等は無効とする。

※ 手帳未取得の場合は、専門医の診断書（第11号様式）

※ 各専門医の診断書は、障害の程度が証明可能なものとする。

オ 確約及び証明書（第 5 号様式）

ただし、次の a 又は b の者に限る。

a 沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則第 2 条第 1 項ただし書きの規定により同規則別表第 2 に掲げる地域から出願する者

b 沖縄本島、宮古島または石垣島の各地域から該当各島に所在する特別支援学校以外の特別支援学校に出願する者

カ 写真票（第15号様式）

出願の日前 6 か月以内に撮影したものとし、カラー、白黒いずれも可とする。上半身、脱帽、縦4.5cm×横3.5cm程度のものとし、裏面に氏名及び生年月日を記入し、貼り付ける。

③出身中学校長等は、志願者に係る次の書類を本校校長へ出願期間内に一括して提出するものとする。

ア 入学志願書（第 1 号様式）

イ 調査書（通常の教育課程履修者用（第 2 号様式）または知的の教育課程履修者用（第 2 号—2 様式））

※ 1 原則として、第 2 号様式を使用し、特に必要な場合に限って第 2 号—2 様式を使用する。

※ 2 特別支援学級に在籍している生徒で、中学校の教育課程を実施し評価している場合は、第 2 号様式を作成する。

※ 3 県内特別支援学校中学部在籍者のうち、内部進学者（同一校内の中学部から高等部に出願を行う者に限る。）については、個別の教育支援計画、個別の指導計画を調査書に替える。

ウ 入学志願者名簿（第 3 号様式）

エ 住民票謄本（マイナンバーの掲載なし。前記 2 の (4) の②のイで提出のあった者に限る。）

オ 健康診断書（第8号様式）（前記2の（4）の②のウで提出のあった者に限る。）

ただし、過年度卒業生のみとし、募集年度の1月以降に発行されたものとする。

カ 身体障害者手帳もしくは療育手帳の写（両方を所持している場合は両方の写）。

※ 出願時に更新期限が超過した身体障害者手帳及び療育手帳等は無効とする。

※ 手帳未取得の場合は、専門医の診断書（第11号様式）

※ 専門医の診断書は、障害の程度が証明可能なものとする。

キ 確約及び証明書（第5号様式）（前記2の（4）の②のオで提出のあった者に限る。）

ク 写真票（第15号様式）

④学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する志願者は、次の書類を本校校長に提出しなければならない。

ア 入学志願書（第1号様式）

イ 志願先特別支援学校長が必要と認めている書類

⑤志願者が県外の特別支援学校中学部または中学校に在学している場合は、次の手続による。

ア 県外からの入学手続のための許可願（第4号様式）を募集年度の1月20日（月）までに教育長に、許可を受けなければならない。

イ 前記アの許可願、入学志願書（第1号様式）のほか、本校校長が必要と認める書類（上記2（4）③）を本校校長に提出しなければならない。

(5) 志願変更及び手続

① 志願変更

ア 入学志願締切りの結果、志願者が定員を超えた場合、出身中学校長等及び本校校長が適当と認めた者は、志願の変更（以下「志願変更」という。）を行うことができる。

イ 志願変更の可能な人員は、志願者数が入学定員を下回らない範囲内とする。

ウ 志願変更希望者が、志願変更可能な人員を上回る場合は、公正な抽選によって志願変更を認めることができる。

② 志願変更の日程

ア 志願変更申出期間

令和7年2月7日（金）及び2月10日（月）の2日間とする。

受付時間は、午前9時から午後4時まで。

イ 入学志願書取り下げ及び再出願期間

令和7年2月17日（月）及び2月18日（火）の2日間とする。

受付時間は、午前9時から午後4時まで。

③志願変更する者は、志願変更願（第6号様式）に必要な事項を記入し、出身中学校長等に提出すること。

④出身中学校長等は、前記③の願い出が適当であると認める場合は、所定の期間内に本校校長に志願変更する者の志願変更願（第6号様式）を提出し、本校において志願変更を認められた者の入学志願書類の返却を受けるものとする。なお、郵送による志願変更の受付及び入学志願書類の返却は、原則として行わない。

⑤志願変更する者は、返却された入学志願書に変更すべき事項（※印の欄）を記入し、「一般入学」の「出願手続」に準じて入学志願書類を所定の期間内に志願変更先特別支援学校長に提出すること。

(6) 選抜の方法

選抜は、出願書類、学力検査等の成績及び面接の結果を基にして総合的に判断する。

①学力検査等は、県立特別支援学校高等部入学者選抜学力検査問題、または学校作成問題により実施する。

②面接は、志願者全員について本校校長の定めるところにより実施する。

(7) 学力検査等

① 学力検査等の期日及び時間割

	第 1 時限 (10 : 00～10 : 50)	第 2 時限 (11 : 15～12 : 05)	昼食 55分	第 3 時限 (13 : 15～
第 1 日目 3 月 4 日 (火)	国語	数学		面接 ※ 1
第 2 日目 3 月 5 日 (水)	技術 (職業)	体育 ※ 2		
備 考	※ 1 第 1 日目の面接の後に、入舎希望者は寄宿舍にて面接 ※ 2 第 2 日目の体育は、一斉実施が困難な場合、時間割の入れ替え有			

② 検査時間及び配点

- ア 県立特別支援学校高等部入学者選抜学力検査問題を実施する教科の検査時間は、いずれも 50 分とし、配点は各 100 点とする。
- イ 学校作成問題を実施する場合の検査時間及び配点は、別に定める。

③ 検査の場所

- ア 原則として本校とする。
- イ 特別支援学校を設置していない離島からの志願者は、次の委託検査場又は出張検査場で受検することができるものとする。ただし、受検の許可について別途調整することがある。なお、委託検査場又は出張検査場で受検を希望する場合は、志願前相談までに必ず相談すること。
- (ア) 委託検査場
- ・ 県立宮古特別支援学校
 - ・ 県立八重山特別支援学校
 - ・ 県立大平特別支援学校久米島高校分教室
 - ・ その他県教育委員会が必要に応じて設置する委託検査場
- (イ) 出張検査場
- ・ 県教育委員会が必要に応じて設置する出張検査場

④ 所持品の取り扱い

- ア 受検者は、検査時間中、次のものを携行すること。
- ・ HB 以上の濃さの黒鉛筆 (シャープペンシルも可。鉛筆は和歌・格言等が印刷されているものは不可。)
 - ・ プラスチック製の消しゴム、定規、コンパス (三角定規は可、分度器及び分度器機能付き定規・コンパス、三角スケールは不可。)
- イ 受検者は、検査時間中、携行品以外に次のものを机の上に置くことができる。
- ・ 鉛筆キャップ
 - ・ 鉛筆削り (電動式・大型のもの・ナイフ類は不可)
 - ・ 時計 (ただし、辞書、電卓、端末等の機能があるもの・キッチンタイマー・大型のものは不可。通信機能をもつウェアブル端末等も不可。)
 - ・ 眼鏡、ハンカチ (無地のタオルを含む)、目薬、ティッシュペーパー (袋又は箱から中身だけを取り出したもの)
 - ・ プラスチック製の名札を準備すること (縦 5 cm × 横 10 cm)

名札〈例〉

受検番号
学 校 名
氏 名

⑤ その他 (衣服について)

- 選抜 1 日目は、服装は制服、体育館シューズまたは上履き、弁当持参。
- 選抜 2 日目は、出身中学校等指定の体育着の上から上下ジャージを着用し、体育館シューズを持参すること。

(8) 合格発表及び通知

- ① 令和 7 年 3 月 18 日 (火) 午前 9 時に本校 (久米島高校分教室は久米島高校) において発表 (掲示) する。その発表 (掲示) 後にホームページにも掲載する。
- ② 本校校長は、合格者に対し、その者が入学志願書を提出した中学校長等通じて合格したことを通知する。
- ③ 合格発表に際し、受検者本人の学力検査得点について、本校において (第 2 次募集の合格発表の日から 1 ヶ月以内、個人情報保護に関する法律第 69 条第 1 項による利用目的内の情報提供として提供 (開示) ができる。

3 第2次募集

一般入学の合格者が募集定員に満たない場合において第2次募集を行う。

(1) 出願資格

出願できる者は、前記2(1)に該当する者で県立高等学校における学力検査を受検し合格しなかった者、または県立高等支援学校等における学力検査等を受検し合格しなかった者で募集年度の11月末日までに本校高等部の志願前相談を受けた者とする。

(2) 出願期間

出 願 期 間	受 付 時 間	受 付 場 所
令和7年3月19日（水）	午前9時～午後4時まで	本校1階 生活訓練室
令和7年3月21日（金）	午前9時～午後4時まで	

郵送の場合もこの期限までに必着のこと。

(3) 出願手続

一般入学の学力検査を受検した者は次の手続による。

① 志願者は、次の書類を出身中学校長等に提出しなければならない。

ア 第2次募集入学志願書（第9号様式）

イ 確約及び証明書（第5号様式）

ただし、次のa又はbの者に限る。

a 沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則第2条第1項ただし書きの規定により同規則別表第2に掲げる地域から出願する者

b 沖縄本島、宮古島または石垣島の各地域から当該各島に所在する特別支援学校以外の特別支援学校に出願する者

ウ 身体障害者手帳もしくは療育手帳の写（両方を所持している場合は両方の写）

※ 出願時に更新期限が超過した身体障害者手帳及び療育手帳等は無効とする。

※ 手帳未取得の場合は、専門医の診断書（第11号様式）

※ 専門医の診断書は、障害の程度が証明可能なものとする。

② 出身中学校長等は、志願者に係る次の書類を本校校長に出願期間内に一括して提出するものとする。

ア 第2次募集入学志願書（第9号様式）

イ 調査書（一般入学で提出したものと内容は同じもの）

ウ 第2次募集志願者名簿（第10号様式）

エ 確約及び証明書（第5号様式）

前記2(4)②オで提出のあった者に限る。

オ 身体障害者手帳もしくは療育手帳の写（両方を所持している場合は両方の写）

※ 出願時に更新期限が超過した身体障害者手帳及び療育手帳等は無効とする。

※ 手帳未取得の場合は、専門医の診断書（第11号様式）

※ 専門医の診断書は、障害の程度が証明可能なものとする。

③ 本校校長は、志願者が学力検査を受検した学校長に次の書類の写しの提供を求める。

ア 学力検査成績証明書（第14号様式）

イ 健康診断書（一般入学で提出のあった者に限る。）

ウ 写真票（第15号様式）

※一般入試で高等学校を受検した場合は、そのまま使用してよい。

(4) 志願変更及び手続

① 志願変更

志願者は、入学志願締切りの後、志願の変更（以下「2次志願変更」という。）することができる。

② 2次志願変更の日程

ア 志願者数及び志願倍率については、県教育庁県立学校教育課において令和7年3月21日（金）に発表し入学志願変更後受付状況については令和7年3月24日（月）に発表する。

イ 入学志願書取り下げ及び再出願期間

令和 7 年 3 月 24 日（月）午前 9 時から午後 4 時までとする。

- ③ 2 次志願変更する者は、第 2 次募集志願変更願（第 12 号様式）に必要な事項を記入し、出身中学校長等に提出すること。
- ④ 出身中学校長等は、所定の期間内に本校校長に第 2 次募集志願変更願を提出し、入学志願書類の返却を受けるものとする。なお、郵送による 2 次志願変更の受付及び入学志願書の返却は、原則として行わない。
- ⑤ 2 次志願変更をする者は、返却された第 2 次募集入学志願書に変更すべき事項（※印の欄）を記入し、「3 第 2 次募集」の「（3）出願手続」に準じて入学志願書類を所定の期間内に志願変更先高等学校長、高等支援学校長及び特別支援学校長に提出すること。ただし、第 2 志望の変更については、本校校長に第 2 次募集志願変更願（第 12 号様式）を申し出るだけでよい。

(5) 選抜の方法

選抜は、学力検査成績証明書（第 14 号様式）、調査書（第 2 号様式）、面接の結果等を資料として行う。

久米島高校分教室においては、学校作成の付加問題（国語・数学）を実施する場合がある。

(6) 検査期日

令和 7 年 3 月 26 日（水）午後

久米島高校分教室においては、詳細について出願時に通知する。

(7) 合格発表及び通知

- ① 令和 7 年 3 月 28 日（金）午前 9 時に本校（久米島高校分教室は久米島高校）において発表（掲示）する。同時に、ホームページにも掲載する。
- ② 本校校長は、合格者に対し、その者が入学志願書を提出した中学校長等通じて合格したことを通知する。

4 追検査

インフルエンザなど学校保健安全法で出席停止の扱いが定められている感染症、急な入院等やむを得ない事由により、学力検査の全部又は一部を受けることができなかった者は、追検査を受検することができる。

(1) 検査の場所

本校（大平特別支援学校）

(2) 申し出等の日程および手続き

- ① 申し出期間は、令和 7 年 3 月 4 日（火）及び 3 月 5 日（水）の 2 日間とする。
- ② 受付時間は令和 7 年 3 月 4 日（火）午前 9 時から午後 4 時、令和 7 年 3 月 5 日（水）午前 9 時から正午までとする。
- ③ 追検査の対象に該当し、受検を希望する者は、申し出期間内に出身中学校を通じて、「追検査受検希望届」（追検査第 1 号様式）に本検査を受検できなかったことを証明する書類を添えて、本校へ提出すること。

(3) 検査の期日等

令和 7 年 3 月 10 日（月）追検査【国語、数学、技術（職業）、体育、面接等】
3 月 18 日（火）追検査合格発表

5 入学手続

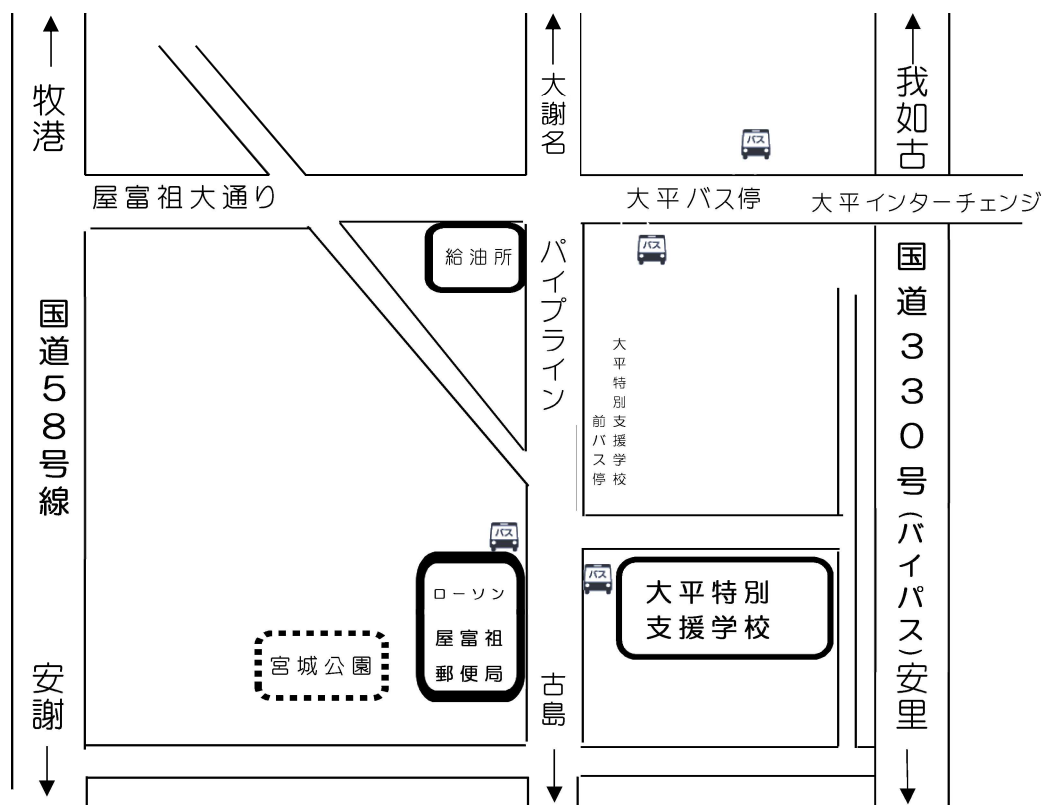
(1) 一般入学合格者

- ① 合格者の中学校の校長は、指導要録の写し（A4）、学校保健安全法施行規則第 8 条第 1 項に規定する生徒の健康診断票及び歯の検査票、キャリアパスポート、個別の教育支援計画を令和 7 年 3 月 21 日（金）までに本校校長に提出する。
- ② 新入生オリエンテーションに参加する。※保護者同伴
令和 7 年 3 月 28 日（金）午前 10 時～

(2) 2 次募集合格者

- ① 合格者の中学校の校長は、指導要録の写し（A4）、学校保健安全法施行規則第 8 条第 1 項に規定する生徒の健康診断票及び歯の検査票、キャリアパスポート、個別の教育支援計画を令和 7 年 3 月 31 日（月）までに本校校長に提出する。
- ② 新入生オリエンテーションに参加する。※保護者同伴
令和 7 年 3 月 28 日（金）（合格発表日と同じ）

「学校案内図」



＜バス路線の案内＞

- | | | |
|---------------------|----------------|------|
| ① 琉球バス交通99番（天久新都心線） | 大平特別支援学校前バス停下車 | 徒歩1分 |
| ② 琉球バス交通55番（牧港線） | 〃 | |
| ③ 琉球バス交通56番（浦添線） | 〃 | |

＜駐車場について＞

本校は校地が狭いため十分な駐車スペースを確保することができません。車両制限を行う場合もございますので、徒歩または路線バスなど公共交通機関をご利用いただくようご協力お願い申し上げます。

〔参考〕

- ① 帰国子女等の入学者選抜に係る取扱い
(「学力検査等に際しての配慮願い書」参考様式第2号)
- ② 不登校生徒等入学者選抜に係る取扱い (「自己申告書」第13号様式)
- ③ 学力検査等に際して配慮が必要な生徒の入学者選抜に係る取扱い
(「学力検査等に際しての配慮願い書」第16号様式)

上記については、『令和7年度沖縄県立学校入学者選抜実施要項』を参考にしております。
 沖縄県教育委員会HP→県立学校入試→「県立特支入試関連情報」にも情報が掲載されています。

学校教育法施行規則第95条

学校教育法第五十七条の規定により、高等学校入学に関し、中学校を卒業した者と同等以上学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 外国において、学校教育における九年の課程を修了した者
- 二 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 三 文部科学大臣の指定した者
- 四 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和四十一年文部省令第三十六号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- 五 その他高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

学校教育法施行令第22条の3（知的障害者のみ抜粋）

- 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの
- 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの

沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則

別表第2（第2条関係）

伊平屋村、伊是名村、伊江村、本部町（本部町立水納中学校区域に限る。）、うるま市（うるま市立津堅中学校区域に限る。）、南城市（南城市立久高中学校区域に限る。）、久米島町、南大東村、北大東村、座間味村、渡嘉敷村、粟国村、渡名喜村、多良間村、竹富町、与那国町

個人情報保護に関する法律

（利用及び提供の制限）

第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供してはならない。

<問い合わせ>

〒901-2113 浦添市大平一丁目27番1号
沖縄県立大平特別支援学校
（入試担当：高等部 諸見哲也・大城亮・知念侑甫）
TEL 098-877-4941
FAX 098-876-4148